

# 登米市有機センター（迫有機センター、とよま有機センター、中田有機センター、豊里有機肥料センター、石越有機センター、南方有機センター（本センター・サブセンター））指定管理者募集要項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、登米市有機センター条例（平成 17 年登米市条例第 166 号）第 3 条及び登米市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 10 号）第 2 条の規定に基づき、以下のとおり登米市有機センター（迫有機センター、とよま有機センター、中田有機センター、豊里有機肥料センター、石越有機センター、南方有機センター（本センター・サブセンター））（以下「施設」という。）の設置目的をより効果的に達成するため指定管理者を募集します。

## 1 施設の概要

### （1）名 称

登米市有機センター（迫有機センター、とよま有機センター、中田有機センター、豊里有機肥料センター、石越有機センター、南方有機センター（本センター・サブセンター））

### （2）所在地

- ① 迫有機センター : 登米市迫町新田字井守沢 153 番地 1
- ② とよま有機センター : 登米市登米町小島新田待井下 348 番地
- ③ 中田有機センター : 登米市中田町石森字中田西 23 番地
- ④ 豊里有機肥料センター : 登米市豊里町三番江 28 番地
- ⑤ 石越有機センター : 登米市石越町南郷字新小高 47 番地 1
- ⑥ 南方有機センター（本センター） : 登米市南方町新鳩峯 1 番地  
（サブセンター） : 登米市南方町実沢 175 番地

### （3）施設の設置目的等

#### ① 設置目的

畜産経営に伴って生じる家畜のふん尿等による畜産公害を未然に防止し、生活環境の整備と畜産振興を図るとともに地域資源を有効利用した資源循環型農業を推進するため。

#### ② 設置年月

- ・迫有機センター : 平成 16 年 11 月
- ・とよま有機センター : 平成 19 年 12 月
- ・中田有機センター : 平成 16 年 11 月
- ・豊里有機肥料センター : 平成 13 年 4 月
- ・石越有機センター : 平成 14 年 4 月
- ・南方有機センター（本センター） : 平成 16 年 12 月  
（サブセンター） : 昭和 62 年 4 月

### （4）施設の規模、内容、設備等

① 迫有機センター

区 分	内 容 等	数 量
敷地面積		9,911.45 m <sup>2</sup>
施 設	堆肥棟（木造）	2,349.00 m <sup>2</sup>
	製品保管庫（鉄骨造）	456.00 m <sup>2</sup>
	管理棟（木造）	38.00 m <sup>2</sup>
処理設備	乾燥設備	一式
	脱臭設備	一式
	汚水処理設備	一式
	電気設備	一式
	計装設備	一式
	給排水施設	一式
機械設備	トラックスケール	1 台
	堆肥運搬車	2 台
	自走ローダー	1 台
	フォークリフト	1 台
	袋詰設備	一式
	造粒設備	一式

② とよま有機センター

区 分	内 容 等	数 量
敷地面積		9,345.00 m <sup>2</sup>
施 設	第1次発酵棟（鉄骨造）	2,805.90 m <sup>2</sup>
	第2次発酵棟（木造）	1,080.00 m <sup>2</sup>
	製品保管庫（鉄骨造）	963.50 m <sup>2</sup>
	管理棟（木造）	39.75 m <sup>2</sup>
処理設備	1次発酵処理設備（ロータリー式攪拌機）	一式
	2次発酵処理設備（送風機、通気配管）	一式
	脱臭設備	一式
	電気設備	一式
	給排水施設	一式
	計装設備	一式
機械設備	トラックスケール	1 台
	堆肥運搬車	2 台
	自走ローダー	2 台
	フォークリフト	1 台

	マニアスプレッター	2台
	袋詰設備	一式

③中田有機センター

区 分	内 容 等	数 量
敷地面積		9,985.00 m <sup>2</sup>
施 設	発酵処理施設（鉄骨造）	2,959.03 m <sup>2</sup>
	製品保管庫（木造）	460.80 m <sup>2</sup>
	農機具庫（木造）	122.40 m <sup>2</sup>
処理設備	発酵処理設備（スクープ式攪拌機）	一式
	乾燥設備	一式
	脱臭設備	一式
	電気設備	一式
	糞尿分離設備	一式
	汚水処理設備	一式
	計装設備	一式
機械設備	トラックスケール	1台
	堆肥運搬車	2台
	自走ローダー	1台
	フォークリフト	1台
	マニアスプレッター	1台
	牽引式バキュームカー	1台
	袋詰設備	一式

④豊里有機肥料センター

区 分	内 容 等	数 量
敷地面積		12,879.00 m <sup>2</sup>
施 設	発酵棟（鉄骨造）	2,012.00 m <sup>2</sup>
	製品保管庫（鉄骨造）	867.25 m <sup>2</sup>
	微生物脱臭棟（木造）	237.15 m <sup>2</sup>
	袋詰棟（鉄骨造）	175.20 m <sup>2</sup>
	管理事務所（木造）	38.88 m <sup>2</sup>
処理設備	発酵処理設備（スクープ式攪拌機）	一式
	乾燥設備	一式
	脱臭設備	一式
	電気設備	一式
	糞尿分離設備	一式

	汚水処理設備	一式
	計装設備	一式
機械設備	トラックスケール	1台
	堆肥運搬車	1台
	自走ローダー	1台
	フォークリフト	1台
	マニアスプレッター	2台
	牽引式バキュームカー	1台
	袋詰設備	一式

⑤石越有機センター

区分	内容等	数量
敷地面積		5,047.00 m <sup>2</sup>
施設	発酵処理施設棟 (S・RC造平屋建)	1,983.14 m <sup>2</sup>
	製品保管庫 (S・RC造平屋建)	289.45 m <sup>2</sup>
	管理棟 (木造平屋建)	39.74 m <sup>2</sup>
処理設備	受入供給設備	一式
	前処理設備	一式
	2次発酵処理設備	一式
	電気設備	一式
	計装設備	一式
機械設備	トラックスケール	1台
	堆肥運搬車	1台
	自走ローダー	1台
	フォークリフト	1台
	袋詰設備	一式

⑥-1 南方有機センター (本センター)

区分	内容等	数量
敷地面積		8,134.00 m <sup>2</sup>
施設	発酵処理施設 (鉄骨平屋建)	3,223.00 m <sup>2</sup>
	脱臭棟 (木造平屋建)	186.34 m <sup>2</sup>
処理設備	発酵処理設備 (ロータリー式攪拌機)	一式
	乾燥設備	一式
	脱臭設備	一式
	汚水処理設備	一式
	電気設備	一式

	計装設備	一式
機械設備	トラックスケール	1台
	堆肥運搬車	2台
	自走ローダー	1台
	フォークリフト	1台
	マニアスプレッター	2台
	造粒設備	一式
	袋詰設備	一式

⑥-2 南方サブセンター

区 分	内 容 等	数 量
敷地面積		3,748.17 m <sup>2</sup>
施 設	家畜糞尿処理施設（鉄骨平屋建）	600.00 m <sup>2</sup>
	農機具格納庫・管理室（鉄骨平屋建）	169.70 m <sup>2</sup>
処理設備	家畜糞尿処理設備	一式
	電気計装設備 等	一式
機械設備	堆肥ミキサー	1台
	堆肥運搬車	2台
	自走ローダー	2台
	バキュームカー	1台
	洗車機	1台
	動力噴霧機	1台

(5) 処理能力等

センター名	稼働日数	処 理 量	製品堆肥
迫有機センター	240 日稼働	-	6.1 t / 日 (1,464 t / 年)
とよま有機センター	300 日稼働	34.6 t / 日 (10,382 t / 年)	15.9 t / 日 (4,757 t / 年)
中田有機センター	300 日稼働	23.3 t / 日 (6,990 t / 年)	6.9 t / 日 (2,070 t / 年)
豊里有機肥料センター	300 日稼働	20.0 t / 日 (6,000 t / 年)	6.2 t / 日 (1,860 t / 年)
石越有機センター	280 日稼働	-	7.4 t / 日 (2,070 t / 年)
南方有機センター (サブセンター含む)	300 日稼働	17.6 t / 日 (5,280 t / 年)	7.3 t / 日 (2,190 t / 年)

## 2 管理運営の基準

設置条例によるもののほか、その他規則等で定める管理の基準によって管理してください。

### (1) 情報管理

#### ① 守秘義務

指定管理業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密及び行政事務で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、または他の目的に使用してはなりません。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とします。

#### ② 個人情報の取扱い

指定管理業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損等の事故の防止その他、個人情報を適正に管理し、個人情報を保護するために必要な措置を講じてください。

### (2) 情報公開

登米市情報公開条例に基づき、市を通じて管理業務の実施にあたり保有する文書の閲覧等の請求があったときは、速やかに応じてください。

### (3) その他

その他管理運営の基準に関する詳細については、別に定める仕様書のとおりとします。

## 3 業務の範囲

管理運営を行うにあたっての基本的な業務の範囲は、次のとおりです。

①施設及び設備の維持管理に関する業務

②運営に関する業務

③ほか条例の目的を達成するために必要な業務

※上記業務の範囲に関する詳細については、別に定める仕様書のとおり

(2) 指定管理者が行うことができない業務は、次のとおりとします。

- ① 使用料の強制徴収（法第231条の3）
- ② 行政財産の目的外使用許可（法第238条の4）
- ③ 審査請求に対する決定（法第244条の4）

(3) 業務の再委託の禁止

指定管理者は、指定を受けて実施する管理運営業務の全てを第三者に委託することはできません。ただし、指定管理業務の一部について、市と協議の上、あらかじめ市が認めるときは、第三者への委託を可能とします。

#### 4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 5 応募資格

(1) 登米市内に事務所又は事業所を有する法人もしくは団体で、有機肥料の製造・販売過程の専門的知識を有している団体であって、業務を安定して遂行する能力、実施体制等を備えていること。

(2) 法人若しくは団体又はその代表者等が次のいずれの事項にも該当しないこと。

- ① 団体又はその代表者が協定を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- ② 団体の代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者。
- ③ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者。
- ④ 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして、関係機関に認定された日から2年を経過しない者。
- ⑤ 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、指定管理者としてふさわしくない者。
- ⑥ 団体又はその代表者が、次に掲げる税等を滞納している者。
  - ・ 所得税又は法人税
  - ・ 消費税及び地方消費税
  - ・ 本市の市税
  - ・ 本市の水道料金及び下水道使用料等の使用料

(3) 複数の団体等で共同事業体を構成して申請する場合の条件

- ① 代表となる団体を定めること。
- ② 構成団体は連帯して責任を負うこと。
- ③ 同時に複数の共同事業体の構成団体となることはできないこと。
- ④ 単独で応募した団体は、共同事業体の構成団体となることはできないこと。
- ⑤ 代表となる団体及び共同事業体を構成する団体の変更は原則として認めないこ

と。

## 6 募集要項等の配布

- ①配布期間 令和5年9月25日(月)～令和5年11月2日(木)午前9時～午後5時  
※土曜、日曜及び祝日を除く
- ②配布場所 産業経済部農政課畜産振興係

## 7 質問事項の受付

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ①受付期間 令和5年9月25日(月)～令和5年10月13日(金)まで
- ②受付方法 「登米市公の施設における指定管理者募集に関する質問回答票（別記様式第1号）」に記入し、提出してください。（持参、電子メール、FAX）
- ③回答方法 令和5年10月20日（金）までに全団体にFAXまたは電子メールにて回答します。

## 8 現地説明会

現地での説明を希望される場合は、下記期日までに現地説明会参加申込書（別記様式第2号）により事前に申し込みをしてください。

現地説明会の日時及び場所等については、こちらからご連絡します。

- ①申込期間 令和5年9月29日（金） 17時15分まで
- ②申込先 問合わせ先に同じ

## 9 申請方法

- ①受付期間 令和5年9月25日(月)～令和5年11月2日(木) 午前9時～午後5時  
※土曜、日曜及び祝日を除く)
- ②提出先 産業経済部農政課へ直接持参（郵送、電子メール、FAXは不可）
- ③その他 提出時に書類確認及び事業管理計画書等に関するヒアリングを行いますので、あらかじめ提出日時をお知らせください。

## 10 申請書類等

指定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて申請してください。提出部数は1部です。なお、受理された申請書及び添付書類は返却できません。

- ①指定申請書(様式第1号)
- ②指定を受けようとする公の施設の事業計画書（別記様式第3号）
- ③指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務の収支予算書（別記様式第3号）
- ④企画事業計画書（別記様式第4号）  
（指定を受けようとする公の施設の設置目的を達成させるとともに、市が仕様書等で指定する事業の計画及び施設の効用を発揮させるため自主的に実施する事業の計画を区分して記載）
- ⑤施設業務再委託計画書（別記様式第5号）
- ⑥指定管理者の申請に係る申出書（別記様式第6号）（納税証明書等を添付）
- ⑦指定管理者の指定を受けようとする団体の定款、規約その他これらに類する書類

法人にあつては、当該法人の登記簿謄本（登記事項証明書）

⑧役員名簿（別記様式第7号）及び同意書（別記様式第7号-1又は第7号-2）

⑨団体の概要（別記様式第8号）

⑩前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに直近3事業年度分の収支決算書及び事業報告書

（直近3事業年度分の財産目録、貸借対照表及び損益計算書）

⑪組織の指揮命令系統が分かる組織図、就業規則、経理規則、給与規程等

⑫その他、審査に必要とする資料

（情報公開や個人情報保護に関する規程等及び要望（苦情）対応、環境保護に関する対応、安全管理・危機管理・事故対応、情報管理（情報セキュリティ）マニュアルなどのほか申請書の記載内容に応じて添付すべき資料）

※複数の団体等で共同事業体を構成して申請する場合は、共同事業体協定書兼委任状（別記様式第9号）を提出することとし、上記①～⑤以外は構成団体ごとに提出願います。

## 11 指定管理者（候補者）選定の方法及び選定の基準等

### （1）指定管理者（候補者）選定の方法

指定管理者（候補者）選定にあつては、登米市公の施設指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、提出された申請書類の審査及びヒアリングによる審査を行い選定します。

①第一次審査（書類審査）

②第二次審査（ヒアリング等による審査）

全申請団体にヒアリングを行います。日時等の詳細は別途通知します。

### （2）選定の基準

選定委員会において、次の評価・選定基準に基づき総合的に審査し、登米市有機センター（迫有機センター、とよま有機センター、中田有機センター、豊里有機肥料センター、石越有機センター、南方有機センター（本センター・サブセンター））の管理を行うに適した団体を指管理定者（候補者）に選定します。

①利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

②公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

③公の施設の設置目的を達成するために、事業計画等に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

### （3）再度の選定

指定管理者（候補者）が、市議会の議決を得るまでの間に指定管理者（候補者）とできない事情が生じたときは、審査において次点となった者から指定管理者（候補者）を選定することがあります。

## 12 選定結果の通知及び指定管理者の指定

選定委員会の結果は、全ての申請者に通知します。

市議会の議決により指定管理者（候補者）を指定管理者に指定したときは、指定通知

書により通知します。

### 13 指定の取消し及び業務の停止

市は、モニタリング等により確認された改善すべき事項に対する改善指示に指定管理者が従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理の継続が適当でないと認められる場合には、指定期間内であっても指定の取消し又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止（以下「指定の取消し等」という。）を命じることがあります。

なお、次に掲げる場合には、指定の取消し等となり得ます。

- ①当該施設の設置条例又は協定書の規定に違反した場合
- ②法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく、市の報告の要求又は調査に対して、これに  
じず、又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げた場合
- ③法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく、市の指示に従わない場合
- ④利用者に対し、正当な理由なく施設の利用を拒み、又は不当な差別的扱いをした場合
- ⑤指定管理者が法令違反等により、管理業務を継続させることが、社会通念上不相当と  
判断される場合
- ⑥当該施設の指定管理者募集要項に規定した応募資格を満たさなくなったとき、又は欠  
格事項に該当することとなった場合
- ⑦申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明した場合
- ⑧指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われない場合
- ⑨指定管理者の経営状況の悪化により、管理業務を継続することが不可能、又は著しく  
困難になったと判断される場合
- ⑩その他、市が当該指定管理者による管理の継続が適当でないと認める場合

### 14 申請書類等の公表に関する取扱い

申請団体から提出された申請書類等については、登米市情報公開条例に基づき、公表することがあります。また、市議会の議決に係る参考資料として議会に提出する場合があります。

### 15 その他留意事項

- ①管理運営に関する詳細な事項については、別に定める仕様書のほか、別途締結  
する協定において定めるものとします。
- ②必要に応じ追加資料の提出を求めることがあります。
- ③市が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。  
また、検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対  
してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。
- ④提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- ⑤申請に関して必要となる経費は申請団体の負担とします。
- ⑥他団体の申請状況等に関するお問い合わせについては回答しません。
- ⑦申請後に辞退される場合は辞退届（別記様式第 10 号）を提出してください。

令和 5 年 11 月 8 日(水)午後 5 時まで受理いたします。

## 16 問合わせ先及び申請書類提出先

〒987-0602

宮城県登米市中田町上沼字西桜場 18 番地

登米市役所 産業経済部農政課畜産振興係

電話 0220-34-2713 FAX 0220-34-2802

Mail [nosei@city.tome.miyagi.jp](mailto:nosei@city.tome.miyagi.jp)